

第 67 回滋賀県薬事審議会 議事概要

●日時

平成 31 年 2 月 13 日（水） 10：00～12：00

●会場

滋賀県庁東館 7 階大会議室

●出席委員（○会長）

○赤路健一 委員、寺田智祐 委員、大橋淳一 委員、大原克彦 委員、
大原整 委員、竹本京子 委員、横山浩士 委員、大塚光子 委員、
山本身江子 委員、金子紘子 委員、松田千江子 委員、湯浅純平 委員

●欠席委員

一川暢宏 委員、越智眞一 委員、清水房枝 委員

●事務局

川崎健康医療福祉部長、古田薬務感染症対策課長
薬務感染症対策課：本庄参事、鷺田課長補佐、山田主幹、山元副主幹、
平田主査、久保田技師

●会議次第

報告事項

- （1）平成 30 年度薬事関係事業の概要について
- （2）滋賀県薬業技術振興センターについて
- （3）薬局ビジョンについて
- （4）その他

●議事概要

議長：

平成 30 年度薬事関係事業の概要について事務局から説明をお願いします。

資料 1 「平成 30 年度薬事関係事業の概要」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。
いかがでしょうか。かなり広い範囲に亘るお話だったと思います。

委員：

説明がありました薬物乱用防止対策についてですが、毎年10月に「危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発キャンペーン」をさせていただいています。今年度はピエリ守山で開催し、湖南省出身の元WBC世界バンタム級チャンピオンの山中慎介さんとマラソンなどで有名な芸能人の森脇健児さんに来ていただきました。2020年に東京オリンピック、2024年に滋賀県開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会もあることから、うっかりドーピングについても併せて啓発活動するため、山中慎介さん、森脇健児さんに来ていただくことで、若い方も含め多くの方にお越しいただきました。来年度も10月に実施を予定しており、薬局でも広報をしますので、是非、薬局にもお越しいただきたいと思います。

議長：

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員：

薬物乱用は、使用者へ啓発する側と供給する側のいたちごっこのような感じがあります。

滋賀県に限らず、薬物を供給する側に対して、行政としてどのような対策を実施しようとしているのか、或いは、どのような対策を実施して来られたのか。供給源を絶たないと、色々なキャンペーンを実施しても使用されると思います。行政として、どのように捉えられているのでしょうか。また、何か対応されているのでしょうか。

事務局：

私共は、取締権限を持っていますが、人数が限られています。どちらかというところ、供給源を絶つ方は、国の機関が中心になります。外国から入ってくる方が多いので、水際対策を実施している国に頼ることになります。滋賀県としては、小学生から高校生の頃に、薬物の危険性について啓発し、教育を実施しています。滋賀県薬剤師会に先ほどのキャンペーンを依頼、或いは、地域の少年センターに小学校、中学校および高校の授業で講演を依頼しています。中学校・高校では100%薬物乱用防止の授業を実施しており、最初の予防の段階でつまづかないよう啓発しているところです。

委員：

興味本位で容易に入手できるようになっている。ネット販売について規制が必要ではないか。

事務局：

ネット販売は、いろんな手法があります。今日の新聞にも掲載されていましたが、SNS等で接触した後、薬物とは別のものと偽ってネットに出品したものを落札させるというのがありました。薬物の名前で出品するとプロバイダーが規制をかけるので、予めSNS等で示し合わせたうえで、例えば時計として出品した危険ドラッグを購入させる手法です。規制当局として、把握しづらい状況にあります。こういった実情を周知啓発することは可能であることから啓発に力を入れています。

議長：

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員：

滋賀県地域女性団体連合会です。

アメリカやカナダにおける薬物の規制緩和の話を知っています。少量の薬物を入れて販売される食品が出回っており、容易に入手、輸入される時代で、チョコレートや飴などに少量の薬物が入って食べると気分がよくなるという映像を見ました。水際対策と言われますが、ネット販売で日本に入ってきていないのか心配です。日本は絶対ダメと言っても、また、同じような国が沢山あっても、緩和する国があるので、賢い消費者でなければならないと思います。滋賀県だけでなく日本に、薬物の入っている商品が流通していないことを願っています。また、こういった情報が入手できればと思います。

議長：

はい、ありがとうございました。

なかなか直接行政の方に、このような声が届くことはないと思いますので、特にネット販売や個人輸入も含めた商品について、どのようなモニターが可能なのか調査いただき、次の薬事審議会等でご報告いただけたらと思います。

この議題についてはご確認いただいたということにさせていただきます。

次に、報告事項（２）滋賀県薬業技術振興センターについて、事務局の説明

をお願いします。

資料2「滋賀県薬業技術振興センター（リーフレット）」、資料3「滋賀県薬業技術振興センター（施設と業務の概要）」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いします。

委員：

一消費者としてですが、資料を見せていただき、滋賀県がこれだけ薬というものに関して力を入れていることや、滋賀県として後押ししていることがよく分かりました。消費者として、滋賀県の薬事を応援する立場として、私たち消費者は、何ができるでしょうか。

事務局：

滋賀の薬であることを知っていただくことです。薬局に滋賀の薬コーナーを作るなどの周知活動をしておられます。是非、見ていただき、この薬は滋賀の薬だと知って使っていただけると嬉しく思います。

委員：

滋賀の薬の生産額を初めて見ていただいたと思います。8つの地場産業があります。メーカーの自助努力によるものですが、ご説明のあった通り、県内の地場産業の中では1位、全国でも11位の生産額となっています。ところが、滋賀県の皆様が、滋賀県で薬をどれだけ作っているのか、どれだけ販売しているのか、あまりご存知ではありません。

そのため、滋賀県薬業協会、或いは、滋賀県製薬工業協同組合の役目として、地場産業の「薬」を県民の皆様にもっと認識いただくため、「滋賀のくすりと健康フェア」を開催しています。今年度で5年目になりますが、滋賀県でこれだけの薬を生産し、地域に貢献していることを皆様に知っていただくためにも開催しています。滋賀の薬は、これだけ生産しているという誇りをお持ちいただきたいです。また、できるだけ滋賀の薬をご使用いただきたいと思います。「滋賀のくすりと健康フェア」で実施したアンケートで、滋賀の薬の使用状況や認知状況を調査させていただきましたが、皆様、意外にご存知でした。配置の薬も含めて滋賀の薬を飲んで、滋賀県の薬の生産が多いのを知っているという方

が結構いらっしゃいました。最近は、セルフメディケーションで自分の健康は自分で守ることが推奨されていますが、健康になるために薬をご使用いただければと思います。

議長：

はい、ありがとうございました。
他に御意見等ございませんか。

委員：

医薬品製造販売承認、製造業許可は都道府県で承認できるのでしょうか。

事務局：

医薬品の製造販売承認権者ですが、基本、国（厚生労働大臣）による承認ですが、一般用医薬品の一部を都道府県知事が承認することになっています。市場に出ている一般用医薬品は、知事承認のものが多いです。製造業の許可ですが、ほとんどが都道府県知事の許可になっています。ただ一部、放射性医薬品、生物学的製剤或いはワクチン類といったものの製造業の許可につきましては、各地方の厚生局で許可をしているという状況です。

委員：

業務として試験検査をされていますが、病院に勤務している者として、いつも困っているのが院内製剤です。市販はされていないけれども、患者さんのために、試薬や既存の薬品を製造するケースがあります。この院内製剤の有効性、安全性、或いは、品質のチェックをどうすればよいか、相談することは可能でしょうか

事務局：

私共が行っている試験は、承認書に基づいて製造されたものが、その通りにできているか規格を確認するものになります。院内製剤は、その規格があいまいなので、私共が検査することは難しいです。また、業務を6名で行っていますので、試験方法の確立等まで行うことができません。

委員：

はい、わかりました。ありがとうございます。

議長：

今の質問にも関係しますが、例えば、食品などに含まれている成分の検査はされていますか。

事務局：

県の試験研究機関の中で、いわゆる地方衛生研究所という位置付けの衛生科学センターという機関が津市にあります。そちらでは、食品中の添加物や残留農薬など、いわゆる食品の安全性の確保のための検査を行っています。薬業技術振興センターは、医薬品の検査を実施しています。

議長：

規模としては衛生科学センターが大きいのですか。

事務局：

人的な規模としては、大差はありませんが、衛生科学センターは衛生試験だけを行っている施設で、水の検査や食品の検査など幅広く対応しています。

議長：

はい、ありがとうございます。

ご意見が、出揃ったようですので、この報告に関してもご確認いただいたということにさせていただきます。

次に、報告事項（3）薬局ビジョンについて、事務局の説明をお願いします。

資料4 「患者のための薬局ビジョン推進事業」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いします。

委員：

お薬手帳を持っている人は高齢者が多いと思います。一方、スマホ持ってる人は若い人が多いです。お聞きしたいのは、9万人が電子お薬手帳を利用されていますが、全体像はわかりますか。

委員：

若い方が多いです。8割は60代以下ですが、例えば、子供のお薬を管理するという意味では、母親の1台のスマホで2人の子供とか3人の子供の管理がで

きます。もう一つは、家族の方が、高齢者家族の薬を管理することができます。ご本人が遠くにおられても、お薬のデータが入って来るので、病院に行かれたかどうか確認できます。

委員：

私もこれは便利だと思います。しかし、便利なものには、必ずリスクがあります。特に、情報の漏えいがあると思います。それに対するリスク管理が、どのような形でされているのか心配です。

委員：

基本的に、どの電子お薬手帳もセキュリティー管理はされています。滋賀県薬剤師会が勧めている電子お薬手帳は、患者さん個人の名前や生年月日と飲んでおられるお薬の情報は別に保存管理をされているので、セキュリティー管理ができていることを確認しています。

議長：

個人的な要望になりますが、今、お話にあった個人情報、特に病気に関する情報は特定個人情報となり、通常とは異なるセキュリティーが要求されますので、行政で何ができるか継続的に調査検討をお願いします。

他にご意見等ございませんか。

委員：

電子お薬手帳の「ハルモ」を持っている患者さんが多くなり、病院でも提示されるケースが多く、滋賀医科大学附属病院は2台読み取り機の端末を置いているので、何とか誘導しチェックしています。今後、さらに増加すると、病院の外来診察室に医師がいるのに見られない状況が起こりえますが、行政による端末の設置サポートは可能でしょうか。また、滋賀県薬剤師会として、病院との連携をどのように考えておられるか教えていただきたいです。

救急隊員は、患者さんがお薬手帳を持っていると、どんなお薬を飲んでいるのか分かり安心することがあります。これは、紙のお薬手帳のケースだと思いますが、電子お薬手帳を持っておられるときに、例えば救急車の中に読み取り機が置かれているのか、併せて教えてください。

委員

電子お薬手帳の「ハルモ」を勧めているのは、スマートフォンを持たれている方だけになりますので、診察室でスマートフォンを見せていただければ、手

帳を見ていただくことができます。紙のお薬手帳と同じことです。ただ、見にくいという部分はあると思いますので、タブレット端末の読み取り機があれば一層分かりやすいです。読み取り機は、高額のため、また、すべての病院の診察室に設置すると数千台になるとと思いますので、配布することは難しいですが、湖南広域消防本部とのヒアリング結果も踏まえ、当面は救急病院の救急窓口で使えないかという観点から、草津総合病院の救急外来に試験的に置いています。

議長：

はい、ありがとうございました。

何か追加等ございますか。

事務局：

行政のサポートについてご質問がありましたが、電子お薬手帳の「ハルモ」が導入された時、平成26年度～28年度に国の補助を受け、224薬局、1病院にシステムを導入し読み取り機を設置しました。薬事関係事業の概要説明で、びわ湖あさがおネットが、今年度、再構築されたことを申し上げました。診療から在宅までの流れの中で、病院、薬局、在宅でケアしていただく方に情報を共有するのがびわ湖あさがおネットになります。将来、電子お薬手帳もこの中に組み込まれていくと思っています。

委員：

「まかせてよ！もっと身近に 薬剤師」の取組みは、本当に素晴らしいなどと思っています。肝炎の医療従事者研修会に行った時に、消化器内科などの専門の先生が、『肝炎のキャリアの方が滋賀県に1万人ぐらいいると思われるので、キャリアの方に検査を受けてもらうキャンペーンを行いたいが実施できない』とのことでした。是非、「まかせてよ！もっと身近に 薬剤師」の取組みに、キャリアの方に検査を受けてもらうキャンペーンを加えていただけると、消化器内科などの専門の先生方とコラボできると思いますので、ご検討いただければと思います。

委員：

最初は、滋賀県医師会や滋賀県歯科医師会と相談させていただき、取組みを実施するにあたり何が一番良いかという話でした。滋賀県歯科医師会は、生活習慣病と歯周病に力を入れておられ、滋賀県国民健康保険団体連合会や市町では健康診断の受診率を上げたいという思いがありましたので、「生活習慣病と歯

科受診のすすめ」、「健診・検診に行こう！」を実施しています。この二つは毎年実施していこうと思っておりますが、枠を広げて実施していきたいと思っておりますので、ご指導いただきますようお願いいたします。

議長：

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員：

防災の方で、「命のバトン」というものが言われているのですが、この「命のバトン」の筒の中にお薬手帳に貼られている紙を入れておけばよいのです。ところが、防災の方が、自分の名前、家族、受診している病院を書いてと言われると、皆さん、何もしなくなります。実際、配置販売で各ご家庭を回らしていただいていると、この「命のバトン」を玄関の裏に貼るよう言われている自治体や、冷蔵庫に貼るよう言われている自治体など、いろいろあります。しかし、見せていただくと何も入っていないことがあります。防災の方でも言っていただきたいのですが、患者さんは、お薬の説明を書いた紙を毎回もらわれます。「命のバトン」に、その紙を入れていただきたいものです。私は、特に高齢者の2人住まいが一番気になるのですが、どちらかが倒れてしまうと、どうにもできない状況になり、服用薬が分かるものを持つことが全然できません。スマートフォンを持っておられるのは、私共の年齢以下の人になりますので、スマートフォンからの情報もありません。しかし、必ず医療機関を受診されているので、お薬の説明を書いた紙は皆さんお持ちです。お薬の説明を書いた紙の使い方は、いろいろな部署で啓発していただくことがよいと思っておりますので、パンフレットを作成されるときに、その一部に記載をお願いしたいです。この紙には、医療機関の住所、薬局の住所、薬の情報も入っているので、一番簡単だと思います。私が配置販売で回るお客さんには、一生懸命、啓蒙していますが、お客さんが決まっていますので、是非、啓発をお願いします。

議長：

はい、ありがとうございました。

この点につきましても、是非、ご意見を生かしていただければと思います。

ご意見が、出揃ったようですので、この報告に関してもご確認いただいたということにさせていただきます。最後に、その他事項について、事務局から何かございましたらお願いします。

参考資料1の「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」、参考資料2「医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて」について説明。

議長：

はい、ありがとうございます。補足説明をしていただきました。

また、次回の薬事審議会で議題に上がるということですので、改めてご議論をいただくことになるかと思えます。

これで本日予定しておりました議題については終了となりますが、全体を通して何か、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

それでは、これで本日の議題は、全て終了しました。長時間にわたり議事運営について、ご協力いただきありがとうございました。